

シンガポール資産管理会社とその魅力

税制面からみた日本との比較を中心に

【講演内容】

PROVIDENTIA

あいわ税理士法人
AIWA TAX ACCOUNTANTS CORPORATION

スタートアップから大企業向けサービスまで幅広いサービスを提供するあいわ税理士法人とシンガポールのファミリーオフィスである Providentia Wealth Singapore が共催で、上場会社オーナー・IPO 準備会社オーナーの資産管理会社のメリット、シンガポールでの資産管理会社設立を検討する際に考慮すべきポイントやシンガポールの魅力をお伝えします



ウェビナー登録用
QRコード

参加者には営業用のメールを
お送りすることがございます

- ① 資産管理会社のメリット
- ② 日本とシンガポールの税制の違い（法人、個人、相続）
- ③ 上場前に Singapore 移住した場合と上場後に移住した場合
- ④ シンガポールの魅力
- ⑤ ファミリーオフィスとトラスト
- ⑥ 資産管理会社としてのトラスト利用の実例

7月26日(月)

日本時間：14時～15時半

【形態】 ウェビナー

SG時間：13時～14時半

【参加費】 無料



【講演者】

宮本 傑

Suguru Miyamoto

Providentia Wealth Advisory Ltd
(CBP Quilvest Singapore)

監査法人、税理士法人を経て、2020年より170年続くベンベルグ家一族のファミリーオフィスであるCBP Quilvest Singaporeに参画するため渡星。現在は、Wealth Advisory事業として、国内外の富裕層に対してグローバルな資産運用・事業承継支援等を手掛ける。



【講演者】

中村 彰利

Akitoshi Nakamura

あいわ税理士法人

事業会社、国内税理士法人を経て、2013年あいわ税理士法人に入所。国内上場企業やIPO準備企業に対する税務コンサル業務、多様な規模の法人に対する組織再編・M&Aに関するアドバイス業務、デューデリジェンス業務、非上場企業株価値算定、富裕層の相続、事業承継案件、国外転出サポート業務など広く手掛ける。